

## 第2のふるさとづくり応援交通費補助金交付要領

### 第1 趣旨

この要領は、第2のふるさとづくり応援交通費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

### 第3 補助金の交付

要綱第4条第2項に係る別表第1における会長が定める要件については、下表のとおりとする。

補助対象事業	要件
共通	関係案内所ホームページに登録しているプログラムであること。関係案内所ホームページへの登録は、原則として、市町を通じて県民会議あてに登録依頼があったものに限る。
1 年間を通じて複数回実施する体験型プログラム	地域資源等を活用して1つのテーマを軸に年間を通じて複数回実施する体験型のプログラムであること。
2 地域の課題解決や活性化に向けたプログラム	来県者の知識や経験が活かされる内容や労務等を必要とする内容のプログラムであること。

2 要綱第4条第3項に係る別表第2における会長が定める要件については、県民会議事務局が以下の各号のいずれにも該当しないと判断した場合とする。

- (1) 補助事業への参加が確認できない投稿
- (2) 公序良俗に反する内容の投稿
- (3) 他人の著作権・肖像権に抵触する投稿
- (4) 特定のキャラクターやタレント等の権利に抵触する恐れのある投稿
- (5) 個人・企業・団体等を中傷、プライバシーを侵害する投稿
- (6) 法令に違反する内容の投稿
- (7) その他県民会議が不適切と判断する投稿

#### 第4 補助金の交付

補助金の交付を受けることができる回数は、要綱第4条第2項に係る別表第1における年間を通じて複数回実施する体験型プログラムに限り、1人あたり、1年度につき3回とする。その他の場合は、1人あたり、1年度につき1回とする。

#### 第5 交付申請書の提出期日

要綱第5条第1項に基づく補助金の交付申請書の提出期日については、補助事業の完了から30日を経過した日又は、補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日とする。

#### 第6 交付申請書の添付書類

交付申請書には、次に掲げる書類を添付する。なお、特に指定のない場合は、原本に代えて、写しを添付することができる。

- ・申請者等の氏名及び居住地を証する書類（免許証、住民票等）
- ・交付の対象となる経費を証する書類（利用日、往復の発着地が記載された領収書等）
- ・来県報告書兼振込口座申出書（別添様式1：原本）

#### 第7 書類の提出方法

(1) 書類の提出は、県民会議事務局あてメールまたは郵送により行うものとする。

区分	提出先
メール	uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
郵送	〒753-8501 山口市滝町1-1 中山間・地域振興課内 「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局

(2) 要綱及びこの要領に特に定めのある場合、若しくは県民会議事務局長が特に指示する場合を除き、提出する書類の部数は1部とする。

#### 第8 個人情報の利用

会長は、県民会議の事業の実施に必要な範囲において、補助金の交付に関して取得した補助対象者に係る情報を利用することができる。

#### 第9 その他

要綱及びこの要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、県民会議事務局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。